

熱海市制限付一般競争入札執行公告

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行うので、熱海市契約規則（平成20年熱海市規則第16号）第7条の規定に基づき公告し執行する。

令和3年2月1日

熱海市長 齊藤 栄

記

- 1 入札執行者 熱海市長 齊藤 栄
- 2 入札に付する事項
 - (1) 入札番号 市(委)入札第3号
 - (2) 委託業務名 霊柩自動車運転管理業務委託
 - (3) 委託場所 熱海市内及び周辺市町の一部
 - (4) 委託概要等 霊柩自動車運行管理業務
 - (5) 履行期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
 - (6) 委託予定価格 事後公表 【3年間の業務委託料】
 - (7) 最低制限価格 設定する
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熱海市競争入札参加資格「物品役務の提供」の認定を受けていること。
 - (3) 静岡県内に営業所等を有すること。
 - (4) 第二種普通自動車運転免許の資格を有する者を従事者として配置すること。
 - (5) 熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年熱海市告示第49号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
 - (6) 関係法に基づく所管省庁による監督処分を受けていないこと。
- 4 入札説明書、設計書及び図面の配布等の配布期間、配布場所及び配布方法
熱海市ホームページ等により配信する。
- 5 入札参加資格確認申請書の提出に関する事項
 - (1) 提出期間等 令和3年2月1日（月）から令和3年2月9日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く）の午前9時から午後4時
※持参及び郵送、FAXでの提出とする。
※配置予定資格者表（指定書式）及び配置予定者免許証のコピーを提出のこと
 - (2) 提出場所 熱海市中心1番1号
熱海市役所 市民生活部 市民生活課 市民室
電話 0557-86-6253 FAX 0557-86-6263
- 6 入札手続等
 - (1) 入札書の提出
郵送又は持参による入札とし、令和3年2月9日（火）から令和3年2月19日（金）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）に提出すること（**必着**）。
落札決定については、入開札結果表の送付をもって替えるものとする。

※入札日に記載する日付は開札日（令和3年2月19日）とする。

※再度入札となった場合も、郵送又は持参による入札とする。

※入札書の記載金額は消費税等相当額抜き価格とする。

- (2) 入札執行日時 令和3年2月19日（金）午後4時00分
- (3) 入札執行場所 熱海市中央町1番1号
熱海市役所 市民生活課 市民室
電話 0557-86-6253

- (4) 入札に必要な書類

入札書、委託費内訳書及び委託費積算資料

※積算資料については、市から請求された場合提出できるようにすること。

- (5) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を以って契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 入札の無効
本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は建設工事入札契約心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格を下回った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 資格審査において、入札参加資格がないと判断された場合は熱海市契約規則第18条の規定により入札無効とする。また、やむを得ない場合を除き、資格審査に必要な書類を定められた期日までに提出しない場合も入札無効とする。
- (2) 虚偽の申請を行ったものは指名停止等の処分を行うことがある。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 入札参加資格確認申請書指定添付書類：有り（制限付一般競争入札説明書のとおり）
- (5) 委託期間の年号は、現在の年号を表示しています。
- (6) 照会窓口は、熱海市役所市民生活部市民生活課（電話番号 0557-86-6253）とする。